都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(平成十三年東京都規則第三十四号)新旧対照表

者目の優易と安全を確保でそび当に得って多の旅名表具(当万十三年夏月者表具等三十四号)	
改正案	現行
目次 (現行のとおり)	目次 (略)
第一条から第八条の二まで (現行のとおり)	第一条から第八条の二まで(略)
(省エネルギー性能目標値の設定)	(省エネルギー性能目標値の設定)
第八条の三 (現行のとおり)	第八条の三 (略)
2 (現行のとおり)	2 (略)
3 条例第十七条の四に規定する規則で定める種類の建築物は、建	3 条例第十七条の四に規定する規則で定める種類の建築物は、省
築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法	エネ法第七十五条第七項に規定する建築物とする。
し、見げつこう)で多等やとうる	Į. (XII)
一及び二 (現行のとおり)	及び二 (略)
三 当該建築物のうち、第二項第二号から第九号までに規定する	三 当該建築物の全体(第二項第二号から第九号までに規定する
用途に供する部分の全部(当該各用途に供する部分 0 のいずれ	用途に供する部分のいずれかの部分の延べ面積が二千平方メー
かの部分の延べ面積が二千平方メートル以上である場合に限	トル以上である場合に限る。) 設備システムのエネルギーの使
る。) 設備システムのエネルギーの使用の合理化	用の合理化
第八条の四から第九条の二まで (現行のとおり)	第八条の四から第九条の二まで (略)
(特別大規模特定建築物の規模等)	(特別大規模特定建築物の規模等)
第九条の三 (現行のとおり)	第九条の三 (略)
2 条例第二十条の三に規定する規則で定める用途は、第八条の三	2 条例第二十条の三に規定する規則で定める用途は、第八条の三

第二項第二号から第九号までに規定する用途とする。

- 築物省エネ法第十八条各号のいずれかに該当する建築物とする。 条例第二十条の三に規定する規則で定める種類の建築物は、建
- 4 (現行のとおり)
- 一 (現行のとおり)
- ムのエネルギー利用の低減率の値 別表第一の五に掲げる設備システル以上である場合に限る。) 別表第一の五に掲げる設備システ 途に供する部分のいずれかの部分の延べ面積が二千平方メート から第九号までに規定する用途に供する部分の全部(当該各用 当該特別大規模特定建築物のうち、第八条の三第二項第二号 二 当該特別大規模特定建築物のうち、第八条の三第二項第二号

第十条から第十三条の三まで (現行のとおり)

(省エネルギー性能評価書の作成等)

第十三条の四 (現行のとおり)

- とする。 物は、建築物省エネ法第十八条各号のいずれかに該当する建築物2 条例第二十三条の四第一項に規定する規則で定める種類の建築
- 3から6まで (現行のとおり)

第十三条の五から第八十三条まで (現行のとおり)

別表第一から別表第一の四まで(現行のとおり)

別表第一の五(省エネルギー性能基準の値(第九条の三関係)

建築物の熱負荷の低減率

(現行のとおり)

第二項各号に掲げる用途とする。

エネ法第七十五条第七項に規定する建築物とする。 条例第二十条の三に規定する規則で定める種類の建築物は、省

4 (略)

一 (略)

第一の五に掲げる設備システムのエネルギー利用の低減率の値の延べ面積が二千平方メートル以上である場合に限る。) 別表から第九号までに規定する用途に供する部分のいずれかの部分二 当該特別大規模特定建築物の全体 (第八条の三第二項第二号

第十条から第十三条の三まで (現行のとおり)

(省エネルギー性能評価書の作成等)

第十三条の四 (略)

物は、省エネ法第七十五条第七項に規定する建築物とする。2条例第二十三条の四第一項に規定する規則で定める種類の建築

3から6まで (略)

第十三条の五から第八十三条まで (略)

別表第一から別表第一の四まで(略)

別表第一の五(省エネルギー性能基準の値(第九条の三関係)

建築物の熱負荷の低減率

(略)

設備システムのエネルギー利用の低減率

(現行のとおり)

備考

準値は、それぞれ次の値を表すものとする。 この式において、A、PAL*の値及びPAL*の基

A 建築物の熱負荷の低減率

PAL*の値 事項 等 別表用途の項に規定する用途のうち複数の用途に供 省·国土交通省令第 消費性能基準等を定める省令(平成 同じ。)を屋内周囲空間の床面積の合計 に定めるところにより求めたものをいう。 に接する床の直上の屋内の空間をいう。 \mathcal{O} メートル)で除して得た値。 + に接する壁の中心線から水平距離が五メートル以内 年間熱負荷 屋内の空間、 を定 五. 뭉 平 める 以 下 成 特定建築物の屋内周囲空間(各階の外気 省 (建築物エネルギー 屋根の直下の階の屋内の空間及び外気 + 算 令 八年 にお 出 号。 方法」という。 玉 ける算 土交通省告示第二 以下 ただし、 「基準省令」という。 出 建築物エネルギー 方法等 一十八年経済産業 消費性能基)第 (単位 以下同じ。) に 百六 係る

設備システムのエネルギー利用の低減率

(略)

備考

$$A=100\times$$
 1- (PAL*の値÷PAL*の基準

準値は、それぞれ次の値を表すものとする。 この式において、A、PAL*の値及びPAL*の基

A 建築物の熱負荷の低減率

Ρ

熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床面積の合 含む建築物については、 項に規定する用途のうち複数の用途に供する部分を 屋内周囲空間の床面積の合計 ころにより求めたものをいう。 断基準」という。) I第 築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準 (平成) の年間熱負荷(エネルギーの使用の合理化に関する建 に接する床の直上の屋内の空間をいう。 各階の外壁の中心線から水平距離が五メートル以内 AL*の値 で除して得た値。 十五年経済産業省・国土交通省告示第一号。 屋内の空間、 特定建築物の屋内周囲空間 屋根の直下の階の屋内の空間及び外気 ただし、 各用途の屋内周囲空間 判断基準別表第 単位 以下同じ。)を各階の ―三 (一) に定めると 平方メートル) 以下同じ。) (地階を除く 一の用途の 以下 の年間

定間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床面積で加重平均した値 中AL*の基準値 基準省令別表用途の項の区分に応 正、地域区分の欄に掲げる値。ただし、基準省令別表 用途の項に規定する用途のうち複数の用途に供する 部分を含む建築物については、各用途の屋内周囲空間の 金の屋内周囲空間の床面積で加重平均した値

り算出した値をいう。 一 設備システムのエネルギー利用の低減率とは、次の式によ

ERR= (1—BEI) ×100

れぞれ次の値を表すものとする。 この式において、ERR及びBEIは、そ

BEI 一次エネルギー消費率 ERR 設備システムのエネルギー利用の低減率

$$ext{E}_{ ext{T}} = ----$$

$$E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 10^{-3}$$

$$E_T = (E_{AC} + E_V + E_L + E_W + E_{EV} - E_S) \times 10^{-3}$$

計(単位 平方メートル)で除して得た値

 $ERR = (1 - BEI) \times 100$

れぞれ次の値を表すものとする。この式において、ERR及びBEIは、そ

エネルギー消費率 ERR 設備システムのエネルギー利用の低減率

下「住宅用途」という。)に供する部分(以)の一第八条の三第二項第一号に規定する用途(以

$$BEI = \frac{E_{\text{HT, all}}}{E_{\text{HST, all}}}$$

それ Esw これらの式において そ Е れ Е 次の値 Е を表すも Е Ę E のとする。 E Е E及びEは、 Е Е

Е 定する基準 (単位 基準 基 準 一次エネルギー消費量」という。 省令 年につきギガジュール) 一次エネルギー消費量(以下 · 第 条 第 項 第 号 規

E につきメガジュール) 和設備の基準一次エネルギー消費量(単位 算出方法第一 二一により求める空気調

 E_{sv} E 備の基準一次エネルギー消費量(単位 和設備以外の機械換気設備の基準一次エネル ギー消費量(単位 算出方法第一 算出方法第一 一年につきメガジュール) 二口により求める空気調 二三により求める照明設 一年につ

 E_{sw} つきメガジュール) の基準一次エネルギー消費量(単位 算出方法第 ([][] により求める給湯設 年に

きメガジュール)

$$E_{\text{HST, all}} = \sum_{i=1}^{n} E_{\text{HST, i}} + E_{\text{HSK}}$$

$$\mathbf{E}_{ ext{HT, all}} = \mathbf{\Sigma} \ \mathbf{E}_{ ext{HT, i}} + \mathbf{E}_{ ext{HK}}$$

Ент, а11 これらの式において Е E HST, i E

E

値を表すものとする。

n

Е

Ę

 $E^{\text{\tiny HI}}$

D 及び E

は、

それぞれ次の

E HST, all ネルギー消費量(単位 住宅用途に供する部 分の基準 一年につきギガ 次工

消費量 以外 下同じ。 0) 住 単位 単位 宅における の部分の基準 長屋その他 住戸(一 年につきギガジュー 戸 建 0 0) 一次エネルギー 住戸をいう。 戸建ての住 ての住宅及び

Esev きメガジュール) の基準一次エネルギー消費量 算出 方法 第一 (五) により求める昇降機 (単 位 一年につ

 \mathbf{E} 定する設計一次エネルギー消費量(以下 (単 位 設計 基準省令第一 次エネルギー 年につきギガジュール) 条第 消費量」という。 項 第 号 規

 \mathbf{E}^{AC} につきメガジュール) 和設備の設計一次エネルギー消費量(単位 算 出 方法第一 により求める空気調 一年

Е ギー消費量 和設備以外の機械換気設備の設計一次エネル 算出 方法第 (単位 一年につきメガジュール) 口により求める空気調

Е 備の設計一次エネルギー消費量 つきメガジュール) 算 出 方法第一 (Ξ) により求める照明設 (単 位 一年に

 $\mathbf{E}^{\mathtt{w}}$ 備の設計一次エネルギー消費量 つきメガジュール) 算出方法第一 <u>(III)</u> により求める給湯設 (単 位 年に

E 算出方法第一 田により求める昇降機

> E HST ギ ŋ ジュー 判断] 求 消 め 基 費量 る単 準 位 (単位 第二 住 戸 0 基 年につきギガ 準 ニーニーによ 次工 ネ

Е ギガジュール) 次エネルギー消費量(単位 り求める共同 断 基準 I 第二 住宅の共用部分の基準 ニーニによ 一年につき

n 単位住戸の数

E HT, all ネルギー消費量(単位 住宅用途に供する部 分の 一年につきギガ 設計 次工

ジュール)

 $\sum_{i=1}^{n} E$ ジュール) ネルギー消費量 n 戸 の単位住戸 一(単位 の部分の設計一 一年につきギガ 次 エ

Е り 求 8) 断 基 る 準 I 第二 単 位 住 戸 0 設 計 次工 ネ によ

の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につき

につきメガジュール) エネルギー消費量の削減量(単位 一年 がルギー利用効率化設備による設計一次 につきメガジュール)

ジュール) ギー消費量(単位 一年につきギガ

野球がジュール) (大工ネルギー消費量(単位 一年につき) 大工ネルギー消費量(単位 一年につき)

する部分でする用途(以下「非住宅用途」という。)に供定する用途(以下「非住宅用途」という。)に供

 E_{T} E_{T}

次の値を表すものとする。この式において、E及びEは、それぞれ

をギガジュール) ・ 判断基準 I 第一 二 二―二により

E 判断基準 I 第一 二 二—三により

きギガジュール) 一次エネルギー消費量(単位 一年につ一次エネルギー消費量(単位 一年につ

下「複合建築物」という。)の全体に生用途及び非住宅用途に供する建築物(以

 $BEI = \frac{E_{Total}}{E_{STotal}}$ $E_{STotal} = E_{ST} + E_{HST, all}$ $E_{Total} = E_{T} + E_{HT, all}$

これらの式において、ENTOtal EsT 、EIST, all E, Total

とする。

E 及び E は、

それぞれ次の値を表すもの

E 複合建築物全体の基準一次エネル

キー消費量(単位 一年につきギガ

ジュール)

E ①に掲げる非住宅用途に供する部分 st

別表第一
一から別表第二
一十まで
(現行のとおり)

の基準 年につきギガジュール) 一次エネルギー消費量(単位

E HST, all に掲げる住 宅用途に供する部分の

基準一 次エネルギー消費量(単位

につきギガジュール)

E Total 複

ギー 合建 消費量 築物 (単 位 全体 設 一年につきギガ 計 次工 ネ ル

 $E|_{T}$ こに掲げる非住宅用途に供する 部分

の設計一次エネルギー 消費量(単位

年につきギガジュール)

一に掲げる住宅用途に供する部分の

E HST, all

設計 一次エネルギー消費量(単位

につきギガジュール)

(略)

別表第二から別表第二十まで

(略)